

ID: 77

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町放課後児童クラブ条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第42号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条及び柴田町放課後児童クラブ規則第13条の規定による。 (保育料の減免)</p> <p>第8条 町長は、特別の理由があると認める場合は、保育料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第13条 条例第8条の規定により保育料の全部又は一部を免除すること(以下「減免」という。)ができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護世帯であるとき。</p> <p>(2) その他町長が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 保育料の減免を受けようとする保護者は、放課後児童クラブ保育料減免申請書(様式第6号)に、該当する書類を添付して町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、可否を決定し、放課後児童クラブ保育料減免決定通知書(様式第7号)又は放課後児童クラブ保育料減免申請却下通知書(様式第8号)により保護者に通知するものとする。</p> <p>4 保育料の減免の決定を受けている保護者は、その事由が消滅したときは、速やかに放課後児童クラブ保育料減免理由消滅届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日